

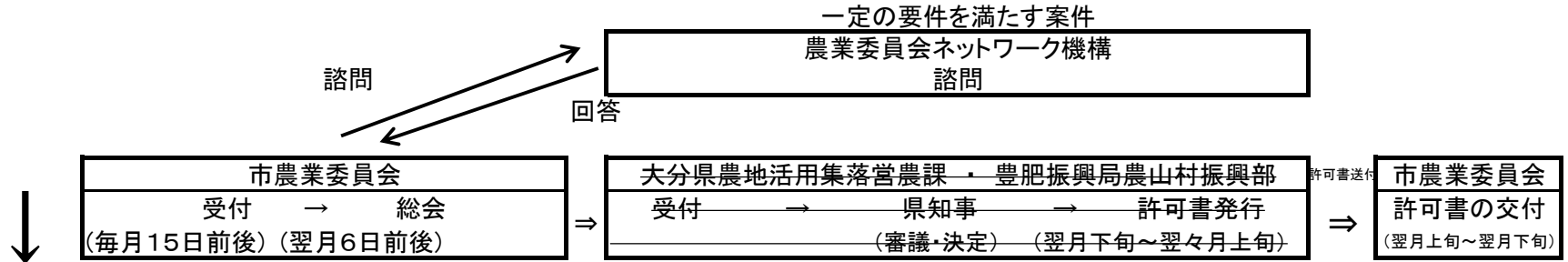
農地法第4条・5条 添付書類等一覧表

農地を転用する場合は 農地法第4条、5条による許可申請書に下記の書類を添え、
毎月15日 (15日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに提出してください

住宅	植林	再生 エネルギー	書 類	注 意 事 項	原本	備考
○	○	○	許可申請書		1	農業委員会
○	○	○	全部事項証明(登記簿謄本)	3か月以内のもの 所有者名義が申請人の名になっているかを確認(※1)	1	法務局
○	○	○	公図(字図)	3か月以内のもの 申請地、隣接地の地目、所有者を記入	1	
○	○	○	申請地付近見取図	自宅及び申請地付近の道路や水路を明記。雨水対策も記入	1	
○	○	○	住宅・施設は平面、立面、配置図、求積図 駐車場・資材置場は計画書	駐車場・資材置場は土地利用計画図 植林は樹種・本数・植栽位置の分かる植林計画図	1	
○	○	○	代替地検討書	3筆以上の代替地を検討した書類。様式は任意	1	
○	○	○	事業経費の見積書	全ての事業で必要	1	
○	○	○	資金調達方法及び証明書	事業見積りに合った金融機関の発行する証明書または残高証明書 預貯金通帳の表紙及び残高が確認できるページの写し	1	各金融機関等
○	○	○	契約書の写し	土地の売買契約書・賃貸借(使用貸借)契約書の写し	1	5条申請のみ
○	○	○	土地改良区の意見書	特に用水路に排水が流入することに留意(水利組合の場合はその意見書)	1	農業委員会
○	○	○	隣接農地の承諾書	隣接の農地がある場合所有者・耕作者の承諾書	1	
○	○	○	承諾書・印鑑証明	申請人(譲渡人・貸人)が農業委員会に来ることができない場合(※2)	1	5条申請のみ
△	△	○	法人登記事項証明書もしくは定款	法人の場合	1	法務局
△	△	△	始末書	無断転用(すでに転用している)の場合	1	
		○	申請地の断面図		1	
		○	事業計画書	工事工程表・流量計算書・排水計画	1	
		○	設備認定通知書	太陽光発電施設の場合	1	経済産業省
		○	電力会社の工事費請求書	高圧・・系統連結承諾通知書 低圧・・工事費負担金請求書	1	九州電力

- ※ 申請地が農振農用地区域から除外されている必要があります。
- ※ 全部事項証明(登記簿謄本)の住所と現住所が違う場合は、戸籍の附票等が必要です。
- ※1 土地の所有者名義が申請人の名義になっていなければ申請をすることができません。相続人全員の承諾が必要になります。
- ※2 申請書の提出は本人が行ってください。5条の申請は当事者双方お揃いの上提出して下さい。
 譲渡人が来庁できない場合は、承諾書・印鑑証明が必要になります。印鑑証明を添付した場合、全ての書類に実印で押印してください。

申請後の審議



※申請内容等によっては日数がかかる場合もございますので、農業委員会にご確認くださいませ。

農業委員会より許可書の交付を受けたのち事業に着手して下さい。